

生活保護法

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

指定介護機関の手引き

令和5年9月改定版

生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付は、「生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」（以下「生活保護法等」という）により指定された指定介護機関に委託して行われます。

平成26年7月1日に生活保護法が改正（以下「新法」という。）され、同日以降に介護保険法で指定を受ける事業者は、別段の申出がない限り、生活保護法等指定介護機関としてのみなし指定を受けます。

なお、この介護機関の指定は、介護保険法により廃止、取消し、効力が失われた場合は、生活保護法等による指定の効力も失います。また、介護保険法による指定の全部又は一部の効力の停止があった場合は、その効力を停止します。

参考（生活保護法の一部を改正する法律（令和2年10月1日一部改正））

第54条の2第2項

介護機関について、（中略）介護機関の種類に応じ、（中略）（介護保険法各条項）に掲げる指定又は許可があつた時は、その介護機関は、その指定又は許可の時に（中略）指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りではない。

第54条の2第3項

前項の規定により（中略）指定を受けたものとみなされた（中略）介護機関に係る（中略）指定は、（中略）（介護保険法各条項により廃止、取消し、効力が失われた場合）その効力を失う。

第54条の2第4項

第二項の規定により（中略）指定を受けたものとみなされた（中略）介護機関に係る（中略）指定は、（中略）（介護保険法各条項により指定の全部又は一部の効力の停止があった場合）その効力を停止する。

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課

指定の申請手続き

基本的考え方

- 生活保護法等の指定は、介護保険法による指定を受けたサービスが対象となります。ただし、介護保険法で申請が受理されているものは申請を受け付けます。

介護保険法によるみなし指定介護機関について

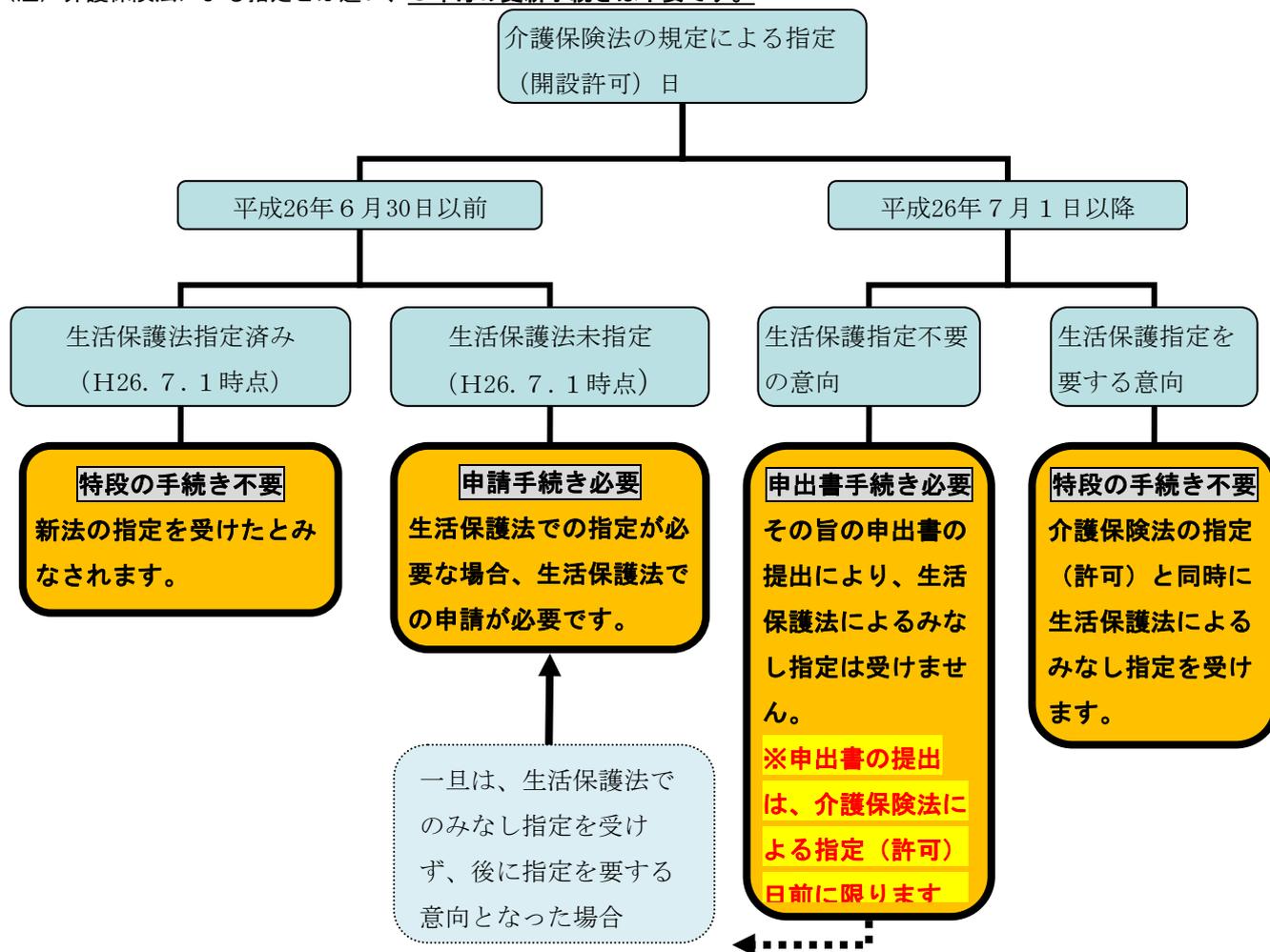
○ 平成26年7月1日以降に介護保険法により指定された事業所は生活保護法の指定があったものとみなされます。また、指定の取消し、廃止についても介護保険法による指定の効力と連動します（みなし指定）が、**それ以外の事項に関する届出（変更等）（※）は必要です。**

○ 生活保護法による指定を不要とするための手続きは、介護保険法の各指定権者から案内されますが、**提出できるのは介護保険法の規定による指定又は開設許可日までです**（様式等はP13～16を参照してください）。

平成26年6月30日以前に介護保険法で指定されたものの、生活保護法での指定を受けていない場合

○ **介護保険法によるみなし指定の対象とはなりません（※）。生活保護法での指定を受ける場合は、P3の提出先に別途申請が必要です。（介護保険法によるみなし指定の対象とはなりません（※））**

（注）介護保険法による指定とは違い、**6年毎の更新手続きは不要です。**



指定申請の必要書類

上記により、みなし指定の対象とならない場合（※）、申請あるいは届出が必要です。

○介護保険法による指定日が平成26年6月30日以前の場合

（介護保険法による指定日が平成26年7月1日以降であって、一旦はみなし指定を不要とする申出書を提出したものの、後に指定を要する意向となった場合も含む）

- ・「指定申請書」（生活保護法等指定介護機関指定申請書） 1部

※ 次のサービスについては利用料に関する規程類（運営規程、重要事項説明書、契約書、料金表等）が必要です。

（介護予防）特定施設入居者生活介護 介護老人保健施設	（介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護
介護医療院（介護療養型医療施設）	

○介護保険法による指定日が平成26年7月1日以降の場合

指定申請書の提出は不要です。ただし、生活保護法での指定を不要とする場合は、介護保険法での指定又は開設許可日までに、その旨の「申出書」を提出する必要があります（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）。

指定申請書の提出先、提出方法

● 指定申請書は事業所または施設の所在地を担当地域とする福祉事務所等に提出してください。

所在地・施設の所在地	指定権者	提出方法	提出先
次の4市を除く神奈川県域	神奈川県知事	所在地の福祉事務所へ持参	11～12ページの福祉事務所一覧表をご覧ください
横浜市内	横浜市長	所在地の福祉保健センターへ持参	
川崎市内	川崎市長	所在地の保健福祉センター等へ持参	
相模原市内	相模原市長	所在地の生活支援課へ持参	
横須賀市内	横須賀市長	横須賀市福祉事務所へ持参	

※ 指定申請書は、神奈川県のホームページ「生活保護のページ」からダウンロードできます。

指定通知・告示

- 申請者あてに指定通知を送付します。
- 神奈川県はホームページで公表します。
- 生活保護法第54条の2第2項の規定により、みなし指定される指定介護機関は行いません。

各種届出事項

指定介護機関の届出事項

- 生活保護法等により指定を受けた介護機関は、事業所、開設者等について異動が生じた場合、次の届出を行ってください。

変更届の手続き

変更届が必要な事項例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称を変えたとき ・ 事業所の所在地が変わったとき (横浜市内、川崎市内、相模原市内、横須賀市内、その他県域 <u>それぞれの区域内での移転の場合</u>) ・ 事業所の所在地が住居表示、地番整理等により変わったとき ・ 開設者の名称(名前)が変わったとき ・ 開設者の所在地(住所)が変わったとき ・ 開設者が交代したとき ・ 開設者の役職名又は名称が変わったとき ・ 管理者の名前が変わったとき ・ 管理者の住所が変わったとき ・ 管理者が交代したとき

廃止届の手続き (介護保険法による指定日が平成26年6月30日までの場合等)

廃止届が必要な事項例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所や指定を受けた事業を廃止するとき ・ 申請者が変わったとき (法人化したとき、経営母体が変わったとき) ・ 事業所が移転したとき (横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、他の県域の間での移転の場合 ※移転先での新規指定申請が必要となります。)

- 介護保険法への届出と同時期に届出を行ってください。
- 廃止、変更届の入手方法、提出先は指定申請書と同様です。

その他の届出事項

届出の種類	届出事項	届出の時期
休止届	事業所を休止する場合	介護保険と同時
再開届	事業所を再開する場合	介護保険と同時
処分届	介護保険法による処分(指定の取消し、設備の使用制限、変更命令、業務運営の改善命令、許可の取消し等)を受けた場合	処分を受けた日
辞退届	生活保護法の指定を辞退する場合	辞退予定日の30日前

介護扶助制度のポイント

生活保護受給者と介護保険の関係

- 65歳以上の者と40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、生活保護を受給していても介護保険の被保険者となります。
- 40歳以上65歳未満の被保護者で医療保険に未加入の者は、被保険者になることができませんので、介護扶助から介護サービスに要した費用の全額（10割）を現物給付します。

	40歳～65歳未満の生活保護受給者	65歳以上の生活保護受給者
医療保険未加入者	<p style="text-align: center;">介護保険の被保険者以外の者 (介護扶助10割給付)</p> <p>※生活保護受給者の大多数は、医療保険の未加入者（国民健康保険の適用除外となるため）であるので、介護保険の被保険者となりません。</p>	<p style="text-align: center;">第1号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)</p>
医療保険の被保険者	<p style="text-align: center;">第2号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)</p>	

※ () 内は、介護保険と介護扶助の費用負担関係

介護扶助の介護方針及び介護報酬

- 介護扶助の介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護方針及び介護報酬の例によります。従って、原則介護保険と同範囲・同水準の介護サービスが給付されます。ただし、最低生活保障の内容にふさわしくないサービスについては、給付を認めません。（10ページ参照）

介護扶助に伴う生活扶助の給付

1. 介護保険施設入所者に対して、介護施設入所者基本生活費及び各種加算等を支給します。
2. 介護保険料が普通徴収される場合には、納期ごとに介護保険料相当額を生活扶助に加算して支給します（介護保険料加算）

介護扶助の給付決定と介護券送付

- 生活保護受給者は、介護サービスを必要とする場合、介護扶助の給付を福祉事務所へ申請します。（第1号及び第2号被保険者は、市町村に対して要介護認定の申請も必要。）
- 被保険者以外の者に係る要介護認定は、福祉事務所長が行います。（審査判定は、市町村（介護認定審査会）へ委託して行います。）
- 被保険者以外の者については、本人の希望を基に、福祉事務所が指定居宅介護支援事業者を選定します。
- 福祉事務所は、作成されたサービス利用票（兼居宅サービス計画）、サービス利用票別表を基に、介護扶助の現物給付を担当する指定居宅サービス事業者（生活保護法等により指定された指定介護機関に限る）を決定します。
- 福祉事務所から、指定介護機関へ介護券（介護扶助の請求に必要な資格情報、本人支払額等が記載されている）を送付します。
- 指定介護機関は、介護券に記載された資格情報等を介護報酬明細書に転記して国民健康保険団体連合会へ請求します。

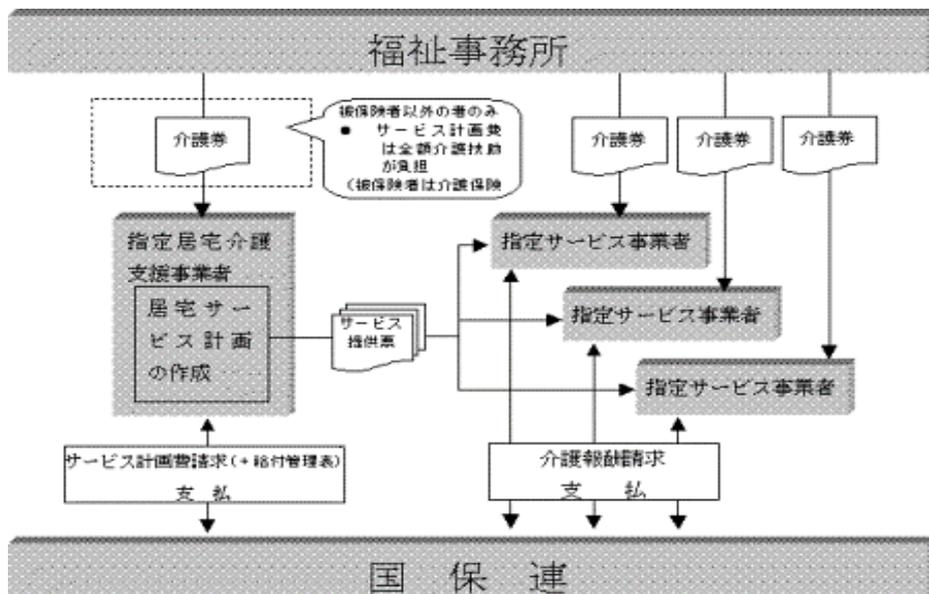
介護扶助本人支払額

- ◆利用者負担の全部又は一部を負担する能力のある生活保護受給者について、福祉事務所が決定する額です。
- ◆福祉事務所が発行する介護券に、本人支払額が記載されている場合は、各事業者がご本人から徴収してください。
- ◆本人支払額が利用者負担に満たないときには、その差額が国保連から介護扶助として支払われます。

介護扶助の請求

介護扶助の介護報酬請求

●福祉事務所から送付される介護券の記載事項を、介護報酬請求明細書に転記して、国民健康保険団体連合会へ請求してください。



【介護券】

1. 指定介護機関は、被保護者の介護に当たっては介護券を確認の上、サービスを行ってください。
2. 審査支払いを行うため介護券から介護報酬請求明細書への必要事項の転記は正確に行ってください。
3. 指定介護機関は、介護券を5年間保管してください（指定介護機関介護担当規定第7条）。

生活保護法介護券（年 月分）

公費負担者番号		有効期間	日から	日まで
受給者番号		単独・併用別	単	独
保険者番号		被保険者番号		
(フリガナ) 氏名		生年月日		性別 1. 男 2. 女
要介護状態区分	要支援1・2・経過的要介護・要介護1・2・3・4・5			
認定有効期間				
居住地				
指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号			
指定介護機関名	事業所番号			
居宅介護介護予防	居宅介護介護予防			
	施設介護			
	居宅介護支援介護予防支援			
	本人支払額			円
地区担当員名	取扱担当者名			
備考	介護保険	あり なし		
	その他			

指定介護機関の指定の要件等

■ 次のいずれかに該当する場合は指定しません

- ① 申請者が、禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者の場合
- ② 申請者が、生活保護法あるいは次の法令（生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する政令で定める法律）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者の場合

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する政令で定める法律	
児童福祉法	薬剤師法
あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゆう師等に関する法律	老人福祉法
栄養士法	理学療法士及び作業療法士法
医師法	柔道整復師法
歯科医師法	社会福祉士及び介護福祉士法
保健師助産師看護師法	義肢装具士法
歯科衛生士法	介護保険法
医療法	精神保健福祉士法
身体障害者福祉法	言語聴覚士法
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
社会福祉法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
薬事法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

- ③ 指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過していないとき（原則）。

- ④ 指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定の辞退を申し出た者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者の場合
- ⑤ 上記期間内に指定の辞退の申出があった場合において、申請者が指定取消しの処分に係る通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であった者で当該申出の日から起算して5年を経過しない者である場合
- ⑥ 本県が検査を行った日から聴聞決定予定日までの間に指定の辞退を申し出た者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者の場合。
- ⑦ 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者である場合
- ⑧ 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が上記のいずれかに該当する場合

■ 次のいずれかに該当する場合は、原則指定しません

原則指定しない場合
被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして、重ねて生活保護法第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
介護扶助のための介護を担当させる機関として、著しく不相当と認められるものであるとき。

指定介護機関に守っていただくこと

- ・指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従って、懇切丁寧に生活保護受給者への介護を担当しなければなりません。(生活保護法第50条第1項)
- ・神奈川県知事(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市においては各市長)は、指定介護機関に対して個別指導を行います。指定介護機関は、その指導に従わなければなりません。(同法第50条第2項)
- ・上記の規定に違反したときは、生活保護法による指定を取り消すことがあります。(同法第51条第2項第3号)
- ・神奈川県知事(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市においては各市長)は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関若しくは指定介護機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者に対して、報告若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、当該職員に関係者に対して質問させ、実地に検査することができます。(同法第54条第1項)

指定介護機関介護担当規程

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対して介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による 介護の方針及び介護の報酬

1. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
2. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
3. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
4. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
5. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
6. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
7. 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
8. 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
9. 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
10. 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

福祉事務所一覧

	神奈川県所管	所在地	電話（代表）
市福祉事務所	平塚市福祉事務所	〒254-8686 平塚市浅間町9-1	0463-23-1111
	鎌倉市 //	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000
	藤沢市 //	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	0466-25-1111
	小田原市 //	〒250-8555 小田原市荻窪300	0465-33-1302
	茅ヶ崎市 //	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111
	逗子市 //	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16	046-873-1111
	三浦市 //	〒238-0298 三浦市城山町1-1	046-882-1111
	秦野市 //	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2	0463-82-5111
	厚木市 //	〒243-0018 厚木市中町3-16-1	046-225-2200
	大和市 //	〒242-0004 大和市鶴間1-31-7	046-260-5685
	伊勢原市 //	〒259-1188 伊勢原市田中348	0463-94-4711
	海老名市 //	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1	046-231-2111
	座間市 //	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1	046-255-1111
	南足柄市 //	〒250-0192 南足柄市関本440	0465-74-2111
	綾瀬市 //	〒252-1192 綾瀬市早川550	0467-77-1111
町村域を所管（県福祉事務所）	平塚保健福祉事務所	〒254-0051 平塚市豊原町6-21	0463-32-0130
	平塚保健福祉事務所 茅ヶ崎支所	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	0467-85-1174 (直)
	鎌倉保健福祉事務所	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13	0467-24-3900
	小田原保健福祉事務所	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
	小田原保健福祉事務所足柄上センター	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2	0465-83-5111
	厚木保健福祉事務所	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	046-224-1111

横浜市	所在地	電話（代表）
鶴見福祉保健センター	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1818
神奈川 //	〒221-0824 // 神奈川区広台太田町3-8	045-411-7171
西 //	〒220-0051 // 西区中央1-5-10	045-320-8484
中 //	〒231-0021 // 中区日本大通35	045-224-8181
南 //	〒232-0024 // 南区浦舟町2-33	045-341-1212
港南 //	〒233-0004 // 港南区港南4-2-10	045-847-8484
保土ヶ谷 //	〒240-0001 // 保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6262
旭 //	〒241-0022 // 旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6161
磯子 //	〒235-0016 // 磯子区磯子3-5-1	045-750-2323
金沢 //	〒236-0021 // 金沢区泥亀2-9-1	045-788-7878

港北	〃	〒222-0032	〃	港北区大豆戸町26-1	045-540-2323
緑	〃	〒226-0013	〃	緑区寺山町118	045-930-2323
青葉	〃	〒225-0024	〃	青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2323
都筑	〃	〒224-0032	〃	都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2323
戸塚	〃	〒244-0003	〃	戸塚区戸塚町16-17	045-866-8484
栄	〃	〒247-0005	〃	栄区桂町303-19	045-894-8181
泉	〃	〒245-0024	〃	泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2323
瀬谷	〃	〒246-0021	〃	瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5656

川崎市		所在地		電話（代表）
川崎区役所地域みまもり支援センター	〒210-8570	川崎市川崎区東田町8		044-201-3113
田島地区健康福祉ステーション（田島福祉事務所）	〒210-0852	〃	川崎区鋼管通2-3-7	044-322-1981
大師地区健康福祉ステーション（大師福祉事務所）	〒210-0812	〃	川崎区東門前2-1-1	044-271-0148
幸区役所地域みまもり支援センター	〒212-8570	〃	幸区戸手本町1-11-1	044-556-6666
中原	〒211-8570	〃	中原区小杉町3-245	044-744-3113
高津	〒213-8570	〃	高津区下作延2-8-1	044-861-3113
宮前	〒216-8570	〃	宮前区宮前平2-20-5	044-856-3113
多摩	〒214-8570	〃	多摩区登戸1775-1	044-935-3113
麻生	〒215-8570	〃	麻生区万福寺1-5-1	044-965-5100

相模原市		所在地		電話（直通）
中央福祉事務所	〒252-5277	相模原市中央区富士見6-1-20		042-754-1111
南福祉事務所	〒252-0303	〃	南区相模大野6-22-1	042-701-7720
緑福祉事務所	〒252-5177	〃	緑区西橋本5-3-21	042-775-8809

横須賀市		所在地		電話（代表）
横須賀市福祉事務所	〒238-8550	横須賀市小川町11		046-822-4000

介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けようとする 介護サービス事業者の方へ

生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合には、生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、別紙の申出書について必要事項を記載のうえ、介護保険法の規定による指定日又は開設許可日までに提出してください。

「指定介護機関としての指定を不要とする申出書」について

提出方法：郵送

提出先：〒231-8588

横浜市中区日本大通1（※所在地は省略できます）

神奈川県生活援護課生活保護グループ 介護機関担当 宛

※生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができませんので、ご注意ください。

確認のお願い

介護情報サービスかながわのホームページに「生活保護法指定介護機関の手引き」を掲載しています。変更届等の手続き方法や介護扶助制度のポイントなどが掲載されていますので、ご確認ください。

掲載場所：介護情報サービスかながわ>ライブラリー（書式／通知）
> 8. 各種届出>生活保護法による介護機関の指定

<訪問看護・居宅療養管理指導 サービス事業所の方へ>

生活保護法の指定医療機関の指定を受けるには、申請手続きが必要となります。

詳しくは裏面をご覧ください。

なお、申請書類の様式は神奈川県ホームページに掲載してあります。

掲載場所：神奈川県ホームページ www.pref.kanagawa.jp

→ 健康・福祉・子育て

→ 生活保護・ホームレス支援

→ 生活保護について

→ 生活保護法による指定医療機関について

→ 指定医療機関の申請・届出など

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部

生活援護課生活保護グループ

電話 (045)210-1111 内線4915・4916

訪問看護・居宅療養管理指導 サービス事業所の方へ 介護扶助の請求、支払いには「介護券」が必要です。

「（予防）訪問看護」「（予防）居宅療養管理指導」のサービスについては、医療扶助によるものと、介護扶助によるものがあります。

したがって、請求、支払いを行うにあたって、医療扶助には「医療券」、**介護扶助には「介護券」がそれぞれ必要**です。

毎月必ず福祉事務所より介護券の発券を受け、その内容を確認の上、レセプトに転記して請求を行ってください。

「（予防）居宅療養管理指導」に関する注意点

福祉事務所では、ケアマネージャーから提出を受けた「サービス利用票」「別表」により、利用しているサービスを確認して、介護扶助を決定し、「介護券」を発券しています。

しかしながら、「（予防）居宅療養管理指導」については、ケアプラン外（区分支給限度基準外）のサービスのため、「サービス利用票」「別表」には記載されないため、サービスの利用状況の把握が困難です。したがって、サービス提供開始、又は廃止をした際は、ケアマネージャー等を通じて福祉事務所へご連絡いただきますようお願いいたします。

その後、福祉事務所で介護扶助の決定を行い、介護券を発券いたします。

問合せ先（介護券の依頼・発券に関すること）
各市福祉事務所 生活保護担当課
各保健福祉事務所 生活保護担当課
（指定介護機関の手引き P11～P12）
問合せ先（各種指定事務に関すること）
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
生活援護課生活保護グループ
電 話 (045)210-1111 内線4915・4916

申 出 書

生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、生活保護法第54条の2第2項に係る指定介護機関（施設又は事業所）としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

- ・ 開設者の氏名及び住所

※法人名・代表者の役職名及び氏名・主たる事務所の所在地を記載。

氏名 _____

住所 _____

- ・ 管理者の氏名及び住所

氏名 _____

住所 _____

3 当該申出に係る介護機関において行う事業の種類

※1 裏面の一覧表から、該当する事業を選択してください。

※2 介護保険法による指定又は許可を受けた日が平成26年7月1日以降の事業のみが本申出書の対象です。

平成26年6月30日までに指定又は許可を受けた事業は、別途生活保護法での辞退等の届出が必要です。

年 月 日

(申出先) 神奈川県知事 殿

申出者（開設者）

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人名及び代表者の職・氏名

住所

氏名

介 護	訪問介護		介 護 予 防 給 付	介護予防訪問入浴介護		
	訪問入浴介護			介護予防訪問看護		
	訪問看護			介護予防訪問リハビリテーション		
	訪問リハビリテーション			介護予防居宅療養管理指導		
	居宅療養管理指導			介護予防通所リハビリテーション		
	通所介護			介護予防短期入所生活介護		
	通所リハビリテーション			介護予防短期入所療養介護		
	短期入所生活介護			介護予防特定施設入居者生活介護		
	短期入所療養介護			介護予防福祉用具貸与		
	特定施設入居者生活介護			特定介護予防福祉用具販売		
	福祉用具貸与			介護予防支援		
	特定福祉用具販売			介護予防認知症対応型通所介護		
	居宅介護支援			介護予防小規模多機能型居宅介護		
	認知症対応型通所介護			介護予防認知症対応型共同生活介護		
給	小規模多機能型居宅介護		活 支 援 総 合 事 業	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活	訪問型サービス	
	認知症対応型共同生活介護				通所型サービス	
	介護老人保健施設				その他の生活支援サービス	
	介護医療院（介護療養型医療施設）				介護予防ケアマネジメント	
付	夜間対応型訪問介護					
	地域密着型通所介護					
	地域密着型特定施設入居者生活介護					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
	看護小規模多機能居宅介護					

注意

- ① 生活保護法の指定を不要としたい事業のみ○を記入してください。
- ② 介護保険法の規定により指定又は許可を受けた日が平成26年7月1日以降の事業に限ります。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」について

平成20年4月から「中国残留邦人等」の方々に対する新たな支援が始まりました。

これにより、現在、生活保護法による保護の適用を受けているなど、世帯の収入が一定の基準に満たない中国残留邦人等の方々には、「介護支援給付」が創設されました。これにより、対象者に対する介護支援の提供に当たっては、生活保護法同様の指定介護機関になっていただく必要が生じたので、次のとおり取り扱いさせていただきます。

介護機関指定手続き

平成20年4月1日の実施日において生活保護法による指定を既に受けている介護機関等は、自動的に当該法（中国残留邦人等の・・・）による指定介護機関とみなされます。実施日以降においては、新規の指定申請が必要となりますが、生活保護法の指定申請をして頂ければ、同時に当該法（中国残留邦人等・・・）の指定をさせていただきます。

諸事情により当該法（中国残留邦人等・・・）の指定を辞退される場合は、申請書の余白等にその旨を記載して頂くか、後日ご連絡をいただければ削除します。

介護支援給付の概要は以下のとおりです。

生活保護の介護扶助とは若干異なるものもありますのでご注意ください。

1. 対象者

永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する中国残留邦人等及びその配偶者のうち、世帯の収入が一定の基準に満たない者

2. 根拠法

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」（平成6年法律第30号 平成25年12月13日最終改正 以下「法」という。）

3. サービス提供の手続き

受診の手続きは原則生活保護法と同様です。本人負担軽減のため、介護券等事務的なやり取りは、各市等の担当課と直接行うこととなります。

4. 介護報酬の請求

生活保護と同様に、神奈川県国民健康保険団体連合会に請求してください。

「介護支援給付」の法別番号は「25」となります。

ただし、40歳以上65歳未満の者で被保険者でない者（被保険者以外の者）は、請求手続き上、生活保護の被保護者として扱うため、法別番号は「12」となります。

5. 実施機関

当該支援給付の実施機関は、各市は福祉事務所等、町村部は当該町村を所管する保健福祉事務所になります。担当課により若干の取り扱いの相違も想定されますので、詳細についてはそれぞれお問い合わせください。

6. その他

実施にあたっては、中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、生活を円滑に営むことができるようにするために、必要な配慮をして懇切丁寧に行うとともに、本制度の趣旨をご理解いただきご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。